

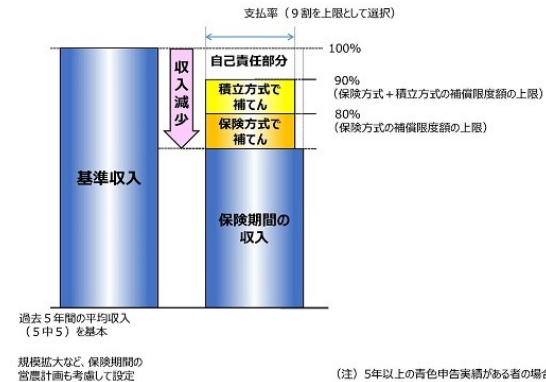
# 収入保険 に入ませんか !!

## 収入保険の特徴

- 1 収入保険の対象となるもの  
米、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど。  
ただし、経営安定特別対策事業等により補てんされる肉用牛・肉用子牛、肉豚及び鶏卵は対象外
- 2 自然災害だけでなく、価格低下やけが、病気などによる収入の減少も補償の対象となります。

<p>自然災害や鳥獣害などで収量が下がった</p>	<p>市場価格が下がった</p>	<p>災害で作付不能になった</p>	<p>けがや病気で収穫ができない</p>
<p>倉庫が浸水して売り物にならない</p>	<p>取引先が倒産した</p>	<p>盗難や運搬中の事故にあった</p>	<p>輸出したが為替変動で大損した</p>

<収入保険の補てん方式>



- 3 収入保険に加入するために必要な青色申告は簡易な方式でもよく、1年以上の実績があれば加入可能です。
- 4 「掛捨て保険方式」と「掛捨てとまらない積立方式」の組合せで補填します。  
補償限度、積立方式の補償幅及び支払率は農業者が自由にお選びいただけます。
- 5 自己負担は、保険料率が約1%程度、積立金が25%です。(別途事務費がかかります)
- 6 無利子のつなぎ融資が受けられます。  
(例) 補てん金の受取りが見込まれる場合

災害被災時での、国の支援の今後の動向は・・・  
◆収入保険・任意共済特約・農作物共済など、被災による収入減に対する自衛策を講じていない場合には、国の支援が受けられなくなる可能性があります。

加入条件や詳しいことは、お近くの埼玉県農業共済組合にお問い合わせください。



○中部統括支所(川越)  
電話：049-235-8711

農林水産省HP、NOSAI埼玉HPでも情報公開中！

問合せ先 鶴ヶ島市農業委員会事務局 電話:049-271-1111 内線 222



# 鶴ヶ島市農業委員会だより

編集・発行 鶴ヶ島市農業委員会  
〒350-2292 鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1  
TEL 049-271-1111 内線：222



農業委員会では、遊休農地の予防啓発と解消、農地と農業に触れ合う機会を因るため、今年もコスモスの種蒔きをしました。農地を所有されている皆様も、

## 農地の適正管理

をお願いいたします。

本号では、新たに就任した  
農業委員と農地利用最適化推進委員を紹介いたします。

## 新しい農業委員（9人）を紹介します



会長 町田 弘之  
議席番号5 3期目  
担当地区 脚折、脚折町



職務代理 須藤 良春  
議席番号4 4期目  
担当地区 上広谷、五味ヶ谷、  
富士見、鶴ヶ丘、  
松ヶ丘、南町



議席番号1 沼田 富子  
1期目  
担当地区 三ツ木、太田ヶ谷、  
柳戸町、三ツ木新  
田、三ツ木新町



議席番号2 岡野 とし子  
3期目  
担当地区 高倉、下新田、羽  
折町、中新田、新  
町、上新田、町屋



議席番号3 比留間 正道  
3期目  
担当地区 三ツ木、太田ヶ谷、  
柳戸町、三ツ木新  
田、三ツ木新町



議席番号6 沼倉 裕之  
1期目  
担当地区 上広谷、五味ヶ谷、  
富士見、鶴ヶ丘、  
松ヶ丘、南町



議席番号7 小川 佐智恵  
3期目  
担当地区 高倉、下新田、羽  
折町、中新田、新  
町、上新田、町屋



議席番号8 長谷川 正博  
3期目  
担当地区 高倉、下新田、羽  
折町、中新田、新  
町、上新田、町屋



議席番号9 新井 正美  
1期目  
担当地区 藤金

## 「全国農業新聞」を購読をしませんか？

全国農業新聞は、一般紙やテレビ等では報道されない、  
**農業関連の情報**が盛りだくさんです。

・毎週金曜日発行、購読料は700円/月です。



申込みは、農業委員会事務局まで

## 農地利用最適化推進委員（5人）を紹介します



高沢 健二  
3期目  
担当地区 脚折、脚折町



小川 清志  
3期目  
担当地区 高倉、下新田、羽  
折町、中新田、新  
町、上新田、町屋



吉澤 弘次  
1期目  
担当地区 三ツ木、太田ヶ谷、  
柳戸町、三ツ木新  
田、三ツ木新町



新井 一三  
2期目  
担当地区 藤金



瀧島 誠  
1期目  
担当地区 上広谷、五味ヶ谷、  
富士見、鶴ヶ丘、  
松ヶ丘、南町

## 【農業者年金に加入しましょう】

★農業者年金は、国民年金の上乗せになります。

【参考例】

○老後必要とされる家計費 23万～24万円

○国民年金のみ 13万円

○不足額 **約10万円**

★積立方式なので、かけた金額は終身年金としてもらえます。（死亡時一時金有）

★保険料は月々2万円から6万7千円まで選べます。

★一定の条件を満たす農業者には、**保険料に国庫補助**があります。

※ 国庫補助額の例

・35歳未満の認定農業者で青色申告をしている方：**1万円**

・35歳以上の認定農業者又は青色申告者で、3年以内に両方を満たす  
ことを約束した者：**4千円**

★支払った保険料は、**全額社会保険料控除の対象**になります。

問合せは  
農業委員会事務局  
まで